

無電柱化の推進に関する 総務省の取組について

令和7年3月
総務省総合通信基盤局

新設電柱（NTT柱）の調査結果

1

■ 令和5年度の電柱数は、**約▲1万本**（**減少数は前年度比+42%**）。

- ・ 各四半期でも減少。
- ・ 新設電柱は令和4年度と比較し、**約1万7千本減少**（**▲16%**）。
- ・ 支障移転等の機会に合わせて電柱数が減少。

	新設			撤去	合計
	合計	開通申込	支障移転等	支障移転等	減
令和4年度	106,668	22,126	84,542	114,093	▲7,425
第1四半期	21,464	5,676	15,788	23,527	▲2,063
第2四半期	19,106	5,088	14,018	19,540	▲434
第3四半期	24,644	5,480	19,164	25,678	▲1,034
第4四半期	41,454	5,882	35,572	45,348	▲3,894
令和5年度	89,505	18,494	71,011	100,103	▲10,598
第1四半期	19,039	4,661	14,378	21,488	▲2,449
第2四半期	18,721	4,295	14,426	21,282	▲2,561
第3四半期	20,404	4,600	15,804	22,914	▲2,510
第4四半期	31,341	4,938	26,403	34,419	▲3,078

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者 令和7年度予算額(案)

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

情報通信インフラ整備加速化パッケージ

39.9億円の内数

〔 令和6年度当初予算額: 78.0億円の内数
令和6年度補正予算額: 26.2億円の内数 〕

(自治体の場合)

【離島】*

国 4/5	自治体 1/5
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国 1/2	自治体 1/2
----------	------------

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国 4/5	3セク・民間 1/5
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 3/4	3セク・民間 1/4
----------	---------------

➡ **地中化を伴う新規整備の場合、補助率のかさ上げを行うメニューを新たに創設**

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)

観光IoT

教育IoT

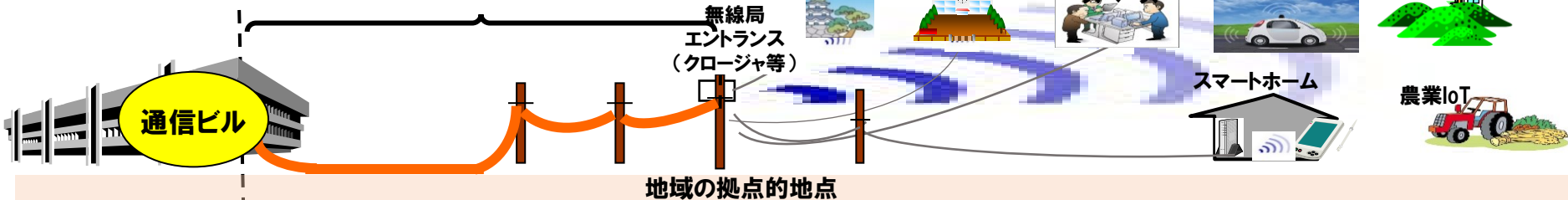
コワーキング
スペース

スマートモビリティ

スマートホーム

農業IoT

地域の拠点的地点



相談受付窓口と情報提供体制

- 無電柱化に関して、電気通信事業者と地方自治体、関係事業者が合意形成を円滑に進めるための相談窓口を、総務省HP内に設置。（令和4年6月）

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي)

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

総務省トップ > 政策 > [情報通信ICT政策] > 電気通信政策の推進 > 無電柱化の推進

電気通信政策の推進

(1) 概要

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「無電柱化の推進に関する法律（平成29年法律第112号、以下「無電柱化法」という。）が2018年12月に施行されました。また、無電柱化法第7条で国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない、と規定されていますことから、令和3年5月に無電柱化推進計画（国土交通大臣決定、計画期間：令和3～7年度）が策定されています。

(2) 対応策

無電柱化推進計画で新設電柱を抑制するため、新設電柱の増加要因の調査・分析を行い、削減に向けた対応方策をとりまとめたことから、関係省庁（国土交通省、資源エネルギー庁、総務省）が連携し、新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策をとりまとめました。

資料：新設電柱の調査結果概要（令和3年4～12月）
資料：分析結果を踏まえた要因と対応方策（令和4年4月関係省庁連絡会議）
資料：無電柱化推進計画（令和3年5月策定）概要

(3) 新設電柱調査結果

NTTの新設電柱調査結果は以下のとおりです。

令和3年度
令和4年度

令和3年度新設電柱調査結果概要
令和4年度新設電柱（NTT）調査結果

(4) 相談窓口

無電柱化に関し、関係者間の合意形成の円滑化を求める声を聞き、相談窓口を設置いたしました。

電気通信事業者と法人（開発事業者や地方自治体）の方々、無電柱化に関する調整を実施するに当たり、若しくは実施中において、当省への相談事項がございましたら、以下メールアドレスに御連絡ください。

メールには、法人名、御連絡先、無電柱化を検討している案件名、案件の住所、御相談したい内容を具体的に記載していただくようお願いいたします。メールをいただきましたら、担当から返信させていただきます。

なお、御相談いただいた内容については、事実関係の確認のため、当省から電気通信事業者等に確認する場合がございます。都度、御相談の内容に応じ、対応いたしますが、予め御留意ください。

お問い合わせ先
総合通信基盤局 電気通信事業部
基盤整備促進課
メールアドレス：koudo@socomu.go.jp
※迷惑メール防止のため「@」を「O」と表示しています。メールをお送りになる際には、「O」を「@」に直してください。

ページトップへ戻る

関係省庁

①調整に関する
情報提供

③事実関係と
調整結果の共有

総務省

①調整の相談

②事実関係の
確認・調整

地方自治体・
関係事業者

電気通信事業者